

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時  
平成31年4月16日（火曜日）  
午前10時1分開会、午前11時12分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、  
白澤勉委員、工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、千葉担当書記、高井併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 県土整備部  
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、田中道路都市担当技監、  
多田副部長兼県土整備企画室長、菊地県土整備企画室企画課長、  
佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、  
大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、  
菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、  
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災課総括課長、  
八重樫都市計画課総括課長、澤田都市計画課まちづくり課長、  
水野下水環境課総括課長、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、  
小野寺建築住宅課住宅計画課長、野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長
  - (2) 企業局  
藤澤企業局長、菅原次長兼経営総務室長、細川技師長、  
菅原経営総務室経営企画課長、村上業務課総括課長、駿河業務課電気課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件  
継続調査
  - (1) 県土整備部関係  
「いわて建設業振興中期プラン2019について」

(2) 企業局関係

「電力システム改革に伴う新たな売電方法について」

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

鈴木担当書記です。

本間併任書記です。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を紹介いたします。

初めに、県土整備部の人事紹介を行います。八重樫県土整備部長から県土整備部の新任の方々を御紹介願います。

○八重樫県土整備部長 それでは、県土整備部の新任職員を名簿順に2回に分けて御紹介いたします。

多田繁副部長兼県土整備企画室長です。

田中隆司道路都市担当技監です。

伊藤勇喜技術参事兼建築住宅課総括課長です。

菊地幸男県土整備企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監及び三陸防災復興プロジェクト2019推進室プロジェクト推進監を兼任しております。

高橋栄治県土整備企画室空港管理課長です。

菊地健司建設技術振興課技術企画指導課長です。

菅原常彦道路建設課総括課長です。

和村一彦道路環境課総括課長です。

幸野聖一河川課総括課長です。

佐々木克幸河川課河川開発課長です。

菅原博秋砂防災課総括課長です。

八重樫学都市計画課総括課長です。

澤田仁都市計画課まちづくり課長です。

水野久禎下水環境課総括課長です。

小野寺哲志建築住宅課住宅計画課長です。

菊池達也収用委員会事務局参事兼事務局長です。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐々木茂光委員長 次に、企業局の人事紹介を行います。藤澤企業局長から企業局の新任の方々を御紹介願います。

○藤澤企業局長 企業局の新任職員を御紹介申し上げます。

菅原健司次長兼経営総務室長です。

細川普基技師長です。

村上敏弘業務課総括課長です。

駿河弘美業務課電気課長です。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係のいわて建設業振興中期プラン2019について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。それでは、当局から説明を求めます。

○大久保建設技術振興課総括課長 いわて建設業振興中期プラン2019については、去る3月29日に策定公表しておりますが、改めましてその概要について説明いたします。

お手元にA3横のいわて建設業振興中期プラン2019の概要版とA4縦の本編をお配りしておりますが、概要版により説明させていただきます。

まず、左上の囲みの1、はじめにをごらん願います。策定の趣旨についてですが、本プランの計画期間中には復旧、復興への取り組みがさらに進むことにより、前回プランの期間に比べて建設投資額が減少することが予想されます。地域の建設企業は、社会資本整備のほか、災害時緊急対応や維持管理の担い手であり、地域経済を支える役割も有しております。このことを踏まえて本プランでは、建設企業が地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、建設企業が目指すべき姿を明らかにし、県、建設企業、建設業団体が中期的に取り組む内容を示すものでございます。計画期間は、2019年度から2022年度までの4年間としております。

次に、下の囲みの2（1）建設業を取り巻く情勢（前回プラン策定後の主な変化）についてです。白丸で今回踏まえるべき情勢変化を示しておりますが、特に重要なものについて説明させていただきます。

まず、一つ目の白丸の建設投資額、建設業許可業者数、就業者数、休日の状況についてです。ここに掲載している図は県内の建設投資額と建設業許可業者数の推移であります。公共投資額を青色、民間投資額を赤色の棒グラフで、許可業者数を緑の折れ線グラフで示しております。

建設投資額は、平成27年度の1兆3,466億円をピークに、平成29年度では1兆2,047億円に減少しており、今後復旧復興事業のさらなる進捗に伴い、建設投資額は減少することが予想されております。

また、建設業の就業者の状況は、高齢化が進展しており、女性の占める割合も他産業と比べて大幅に低い状況となっております。

二つ目の白丸の建設企業の経営状況についてです。収益性を示す総資本経常利益率は平成23年度から東北平均を上回っておりますが、一方で健全性を示す自己資本比率は東北平均を下回っている状況となっております。

一つ飛ばしていただきまして、四つ目の白丸の働き方改革実現の取組についてですが、法改正により建設業でも罰則付きの時間外労働時間上限規制等が適用されることとなるほか、週休2日工事や建設キャリアアップシステムの構築、技術力や生産性の向上に向けた

i - C o n s t r u c t i o n の推進等の取り組みを実施しております。

次に、2（2）前回プランにおける取組の評価についてですが、前回プランの策定に基づき、建設企業の経営改善、入札契約制度改善、ICT活用推進等の各取り組みを実施した結果、建設企業の新事業立ち上げ等の効果がございました。今後につきましても、前回プランの取り組みを基本として、建設業を取り巻く情勢を踏まえた改善を図りながら、継続していくことが必要であると評価しています。

続きまして、上段中ほどの囲みをごらんください。2（3）課題についてですが、県内建設企業を取り巻く情勢等を踏まえて、今後特に求められる課題を五つ掲げております。

まず、課題1、建設投資額の確保です。地域の建設企業が企業活動を継続する上でも経営の基礎となる建設投資額の確保は、重要な課題であります。

次に、課題2、建設企業の経営の安定化です。今後においても社会資本の整備や維持管理、災害対応等の役割を果たしていくためには、企業経営の安定化を一層進めることが必要であります。

課題3、生産性の向上と適切な施工の確保です。ICTの活用等による生産性の向上に向けた取り組みの拡大が必要なほか、技術力の向上や法改正への対応も必要であります。

課題4、働き方改革の推進と若者や女性等の担い手確保です。休日の確保に向けた取り組みや、若者や女性から見ても魅力がある職場環境づくり、建設業のイメージアップ等が必要となっております。

最後に、課題5、大規模自然災害と増加するインフラの維持管理への対応です。災害発生時に即時に対応できる体制を維持していくことが必要であり、社会基盤を守り、次世代にその資産をつなげていくために、すぐれた技術力や人材、機材等を保有した施工体制の確保が必要であります。

以上の五つの課題につきまして、今後特に求められる課題として掲げております。

矢印に沿って右側上段の囲みをごらんください。3、地域の建設企業が目指すべき姿についてですが、地域の建設企業の地域における主な役割は、良質なインフラや民間施設をつくる、災害から地域を守る、次の世代にインフラをつなげる、地域の経済や雇用を支えるの四つであります。このことを踏まえて、地域の建設企業の目指すべき姿を県民の豊かで安全、安心な暮らしをつくり、守る、県民の幸福の追求をしっかりと支える建設企業と掲げております。

矢印に沿って下の囲みをごらんください。4、目指すべき姿を実現していくための5つの施策についてです。先ほど説明した地域の建設企業が目指すべき姿の実現に向け、五つの課題と対応させた五つの施策を掲げております。まず施策1、建設投資額の確保です。次に、施策2、安定的な経営環境の確立、施策3、生産性の向上と適切な施工の確保、施策4、働き方改革による担い手の確保・育成、そして施策5、災害と維持管理への体制確保の五つでありますが、それぞれの施策を構成する項目について、項目①から項目⑫として示しております。

次に、すぐ下の5、施策の実現に向けた取組の囲みをごらん願います。左側の表は、施策の実現に向けた取組を整理したものでございますが、白地部分には先ほど掲げた五つの施策と12の項目を記載しております。そして、その右側の黄色の着色部分には、各項目の施策の実現に向けた取組について、県と企業、団体に分けて記載しております。

県の取組のうち赤の下線がついている取組は、今回地域の取組として盛り込んだり、新たな内容を加えた取組でございます。ここでは、この赤の下線がついている県の取組について御紹介させていただきます。

まず、施策1、建設投資額の確保については、構成する取組項目を施策同様に、①、建設投資額の確保とし、施策の実現に向けた取組を公共事業の推進、民間建設投資に資する取組としておりますが、この建設投資額に関する取組は従前のプランにはなかったものであります。

次に、施策2、安定的な経営環境の確立における④、企業後継者の確保・育成、廃業・合併時の支援の項目にある企業の事業承継の支援の取組には、新規の内容を加えております。

次に、施策3、生産性の向上と適切な施工の確保における⑤、i-Construction等の推進として、ICT活用の推進と施工時期の平準化の取組を新規に盛り込んでおります。⑦、改正品確法等への対応にある改正品確法等の浸透、県や市町村技術職員の研修等の取組には新規の内容を加えております。

次に、施策4、働き方改革による担い手の確保・育成では、⑧、若者・女性等の入職促進・定着として、若者・女性等の入職促進への支援、工事現場の週休2日の拡大、技能労働者の処遇改善の取組を新規に盛り込んでおります。また、⑨、建設業の魅力伝播・イメージアップとして、建設業の魅力伝播・イメージアップの取組についても新規に盛り込んでおります。

最後に、施策5、災害と維持管理への体制確保では、⑩、自然災害への対応の建設機械維持への支援と、⑪、維持管理への対応の公共施設等総合管理計画の実施と、⑫、地域貢献活動の推進の地域貢献活動の評価の取組には新規の内容を加えております。

以上が今回新規の内容を盛り込んだ県の取組でございます。

続きまして、右隣の取組の具体的目標についてですが、五つの施策に対応させた五つの目標を設定しております。

まず、目標1、建設投資額の確保です。国の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に呼応しながら、県の中期財政見通しも踏まえ、公共事業について必要な事業量を計画的に確保することを目指します。

次に、目標2、経営の安定化です。建設企業の自己資本比率が東北平均を上回ることを目指します。

次に、目標3、ICTの活用による生産性の向上です。ICTを活用した県営建設工事の数を増加させることを目指します。

次に、目標4、働き方改革の着実な実現です。建設企業の年間休日日数を、平成29年度の状況から増加させることを目指します。

そして最後に、目標5、迅速な災害対応の体制確保ですが、災害協定に基づき対応できる建設企業が各市町村に存在することを堅持するよう目指します。

以上の五つでございますが、目標の設定は従前のプランにはなかったものでございます。

続きまして、プランの推進体制についてですが、施策の実現に向けた取り組みについては、県、建設企業、建設業団体が連携、協力、役割分担の上、取り組みを展開していきます。また、建設業団体との意見交換の場等において、毎年度取り組みの評価を行い、PDCAサイクルを機能させることにより、本プランを着実に推進していきたいと考えております。

最後に、6、プランの改訂についてですが、次期プランは、計画期間の最終年度である2022年度に策定する予定としており、また本プランの計画期間内であっても、社会情勢等の外部環境に大きな変化があった場合等には、必要に応じてプランの見直しを行うこととしております。

以上で、いわて建設業振興中期プラン2019に関する説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○柳村岩見委員 策定方法にもございますけれども、建設業団体との意見交換の中身として、このプランに対してどのような意見がありましたか。それをお尋ねしたいと思うのと、検討委員会というのは、名前は結構ですから、こういった役職の方々がメンバーでございましたか。

○大久保建設技術振興課総括課長 まず、建設業団体等との意見交換についてですが、岩手県建設業協会、岩手県空調衛生工事業協会、岩手県電業協会などと意見交換をさせていただきました。プランの目指す姿である、建設業が担う役割について、社会資本整備を従前から担っておりますし、さらに今後増加するインフラの維持管理についても、岩手県内の建設企業が担っていくという意思を基本的にはいただいております。そのためには、やはりまず建設投資額の確保をお願いしたいという意見をいただいております。プランの中身につきましては、おおむねこの内容で業界側も取り組みを一緒に進めたいという同意も得ております。意見といたしましては、その3団体から今言ったような意見をいただいております。

また、3回ほど開催しましたプランの検討委員会ですが、学識経験者、業界、そして若者、女性等の方で構成しております。まず、学識経験者としては、岩手大学の石川奈緒准教授、そして日刊岩手建設工業新聞社社長の宮野裕子様、業界団体からは建設業団体の副会長、岩手県商工会議所連合会の専務理事、東日本建設業保証の支店長、岩手県建設業女性マネジングスタッフ協議会の方からも参加いただいておりますし、岩手県建設業協会青年部の会長の参加も得ております。そのほか、いわてけんせつ小町部会の委員でしたり、県内の関係する、入札を担当する部署からも参加していただいております。

○柳村岩見委員 余り多くは申し上げませんが、このいわて建設業振興中期プランは以前からあったわけでありますが、業界は、建設業振興中期プランはプランとして受けとめておられるということです。しかし、建設業には、プランとは別に物すごい弱肉強食の原始的な経営環境がございます。それによってさばかれていることをよしとして、その原理原則に任せる思想もあります。ですから、この建設業振興中期プランが、建設業にそのまま当てはまるものではない部分があるという自覚はきちんと持ちながら建設業振興中期プランをつくること。私たちが考えるところなる、もちろん、相談して、意見を聞いてつくることなる、目指すところはこうだということはそのとおりであります。ほかの災害の事例で、例えば阪神・淡路大震災後の建設業の姿を教訓として、東日本大震災津波からの復旧、復興過程における建設業投資が増大から減少する過程を見れば、建設業振興中期プランで済まない世界があるということについて、それに及ばない原始的な経済競争があることについては覚えておいてください。建設業振興中期プランをつくることしたらこうなることは建設業界側もわかっている。わかったからといって、それでは済まないことだけは申し上げておきます。

○佐々木茂光委員長 誰か答弁は。

○柳村岩見委員 答えると難しくなるから結構です。

○阿部盛重委員 建設投資の状況ですが、4カ年計画ということで、年度ごとの投資額、それからどのような事業を根底的な事業として行っていくのか、具体的なものを教えていただきたいと思います。

それから、民間投資の件で、各企業では企業努力をしているのですけれども、県としてはどのような支援をされていくのか。

それから、企業合併、事業承継に関して、具体的にどのような相談及び支援対策を今後続けられていくのか。

それから、週休2日制に関しましては、働き方改革ですからわかるのですが、これによって工事現場として工期等が遅くなったり、また、いろいろなミス等も出てくる可能性もあるのではないかと予測されますけれども、それに対して県としての支援体制を教えてください。

○大久保建設技術振興課総括課長 まず、どのような事業と、どのように事業量を確保していくのかについて、恐れ入りますが、配付しておりますA4縦のいわて建設業振興中期プラン2019の本編、こちらの16ページをごらんいただきたいのですが、施策、1に掲げました建設投資額の確保、この実現に向けての取り組みということで、公共事業の推進と民間建設投資に資する取り組みについてここに記載させていただいております。主にどのようなという、その手法について述べております。初めのポツでは、国の補助事業の積極的な活用、そして必要な事業量を計画的に確保していくこと。そして、二つ目のポツでは、公共事業の安定的、持続的な確保について、国の直轄事業も含めて市町村とともに要望していくことをここで掲げておまして、具体的にこのいわて建設業振興中期プラン2019の

計画期間、4年間で幾ら相当の投資をするということは掲げておりません。

次に、民間建設投資についての県の支援ですけれども、16ページの民間建設投資に資する取組で記載しておりますが、東日本大震災津波後、産業振興を支える道路とか港湾の整備がどんどん行われまして、企業の進出が進んでいますので、こういったストック効果を最大限生かせるような民間投資につながる建設や社会資本整備を進めてまいりたいと考えております。また住宅等のリノベーションとかといったその地域の活性化につながるような取り組みを進めていきます。あわせまして、岩手県建設業協会といいますか、企業、建設業団体に期待する部分としては、民間主導の開発とか、独自の高性能な住宅等の提供によって、一般の方の民間投資につながるような取り組みを進めてもらえればと思っております。

また、企業合併等の支援ですけれども、まず我々の事業として建設業総合対策事業がございます。岩手県建設業協会に経営支援センターがございまして、合併等に向けた支援なり助言をしていただくということがございます。また、合併に係るかかり増し経費について補助する事業もございます。ですけれども、建設業の場合は合併が余り進まない業界のようであり、事業はあるのですが活用された事例はございません。また、合併につきましては、東日本大震災津波で、福島県のA級業者がゼネコンの傘下に入ったことが報じられておりますけれども、県内では直近でそういったことは無い状況です。

そして、週休2日制なのでございますけれども、これは取り組みとしまして、災害復旧とか工期が限られるもの、例えば農作業に影響するとか、あと漁業権に影響するとか、そういったことで工事期間に規制がかかるものについては除外しますが、その他についてはやれる限り最大限取り組んでいただく。そして、その取り組んでいただいた暁には、設計変更により人件費の補正、現場管理費や一般管理費の補正をして対応することとしております。

○阿部盛重委員 事業承継の項目で、経営革新アドバイザーについてお聞きしたいのですが、これは全ての専門職の方々が入っての指導体制となるのか。要するに税理士を含めて中小企業診断士とか、公認会計士が入るかどうかは別として、そういう専門的な方々も入って経営指導されて、経営全てを改善されていくのかどうか。そのあたりはどのような流れになっていますでしょうか。

○大久保建設技術振興課総括課長 建設業総合対策事業の中で、経営支援センターにアドバイザーの方を呼んで相談対応をしたり、直接、アドバイザーの方を企業に派遣して、経営についての助言をしていただくという事業がございます。経営支援センターで、相談を受け付ける際は、コーディネーターを4名配置しております。どのような方かといいますと、NPO法人インターメディアリーの理事長とか、岩手建設振興センターの民間で活躍されている専門的で実績のある方であり、直接企業に対してアドバイスしていただいております。

○阿部盛重委員 いずれその経営革新は、今までの事業経営ではいけないということでアドバイザーが派遣されていると思います。全てを見直していく方式で改善して企業を立て



直していくと思うのですが、専門的なプロを導入していかないといけないというあたりについては県の補助といたしますか、支援体制は特にはないですか。

○大久保建設技術振興課総括課長 県で直接的に補助することは、新事業の支援についてはございます。先ほど申しました合併の支援等でもございますが、主に経営支援センターにあります相談窓口で、企業の個別相談について対応します。県の新規事業の立ち上げとかの取り組みもあるのですけれども、経営支援センターで相談を受けて、地域に立ち上げた事業等につきましては、今まで120社ほどの実績もございます。

○阿部盛重委員 いずれ経営者の方々は、職員を抱えている関係もありますので、できる限りの支援体制をぜひお願いできればと思います。

最後に、4カ年計画の事業に関して、企業としては、ある程度、事業を拡大していくためにも、年度、年度の経営計画もつくるわけですけれども、県からの事業計画も詳しくお聞きしたいかと思うのですが、その点、意見交換会の中では具体的なお話はなかったでしょうか。

○大久保建設技術振興課総括課長 意見交換で集まっていたいただいた方たちは建設業団体であれば各支部の方たちです。ですので、支部全体の課題について持ち寄って話し合いをさせていただいたのですけれども、個別の企業経営はその場では相談等はございませんでした。

○伊藤勢至委員 いわて建設業振興中期プラン2019をまとめるために、いろんな業界の方々から参加をいただいて、積み上げをしてきたという御説明でありました。そういう中で、東日本建設業保証株式会社が入っているとのこと。これはこれとして、やっぱり金融業界からもこういう場合は入っていただいたほうがいいのではないか。つまり県内で大手と言われる方々はしっかり経営体制を確立しておりますけれども、建設業の中でも中小企業の人たちは、現場を回すことに目いっぱい、お金を回すほうがなかなか頭に入ってこないという点がありますし、一方金融機関では、現場を幾ら持っていても、後継者がいない会社にはお金を出さない傾向があるようで、そういう現実を、こういう県の計画を策定する際に、金融業界からも応援してもらうのだということを出していかないと、計画が順調に進まないのではないかと思います。お金を回してこそ、仕事も回っていくと考えましたときに、県内の金融機関にも入っていただいて、こういう計画を進めようとしていますよ、については経済的な支援をお願いしますという部分を取り入れていったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○大久保建設技術振興課総括課長 今回のプランの策定に当たりまして、金融業界に近い方ということで、経済団体、岩手県商工会議所連合会の専務理事の方に来ていただいたのですけれども、請け負って、それから立てかえ工事資金を準備して、そしてある程度つくった上でやっとお金が入ってくるという特殊な構造ですので、建設業を回すためには、やはり金融、資金の確保は重要な課題だと捉えております。ですので、次回以降こういった場を検討する際には、金融機関からの参加についても検討していきたいと考えます。

○伊藤勢至委員 商工会議所とか商工会が後ろについて、仮にアドバイスがあったとしても、融資を決めるのは商工会議所、商工会ではありませんから、業界をいいほうに持っていかうという努力をしていますよ、底上げをしようとしていますよという生の声を金融機関に聞いてほしい、見てもらいたい、これがいいのだと思うのです。お考えいただきたいと思います。

○大久保建設技術振興課総括課長 建設企業の資金調達につきましては、それぞれの会社でそれぞれの背景があるかと思えます。ただ、建設業者には、先ほども申しましたとおり、今後まだまだ必要な社会資本整備を担っていただきますし、インフラの維持管理を担っていただかなければいけないことから、やはり安定経営が求められると思えます。そのためには、資金が重要な課題となるのですけれども、我々の実施している建設業総合対策事業等の中で個別に資金について相談があった場合は金融機関に取り次ぐなどの対応をして、今言われたような建設業の必要な資金について金融機関に知ってもらうように機会を捉えてやっていければと考えております。

○伊藤勢至委員 最初に岩手県国土強靱化地域計画が出ましたときには、今後30年間で8,000億円、8,000億円、8,000億円の2兆4,000億円というところを金融機関にアピールして、そういう中で仕事をしていくのですと教えてほしいのです。今どき30年先まで仕事が見える業界はないですよ。融資を受ける会社がそういうことを金融機関に説明して理解してもらうまでには時間がかかるので、こういう集まりを持った際に、集まった皆様に共有をしていただいて、国としては日本国の国土強靱化計画がありますよ、県版の国土強靱化地域計画もありますよ、その中で仕事が回っていきますよ、ですから人を育てていただきながら経営を頑張って、大枠の中でいい方向に持っていかうとしているのですよと、県から伝えて金融機関にわかってもらうのが一番の後押しになると思うのです。いかがですか。

○大久保建設技術振興課総括課長 今お話しいただきました岩手県国土強靱化地域計画、また岩手県公共施設等総合管理計画につきましては、こちらのいわて建設業振興中期プラン2019でも盛り込んでおりまして、建設投資額で記載している見込みに取り込んでおります。こういった長期的な見通しに基づいて、岩手県公共施設等総合管理計画なり、岩手県国土強靱化地域計画があることについて機会を捉えて多方面で示していければと思っています。

○小野寺好委員 最初に、ちょっと細かいのですけれども、i-Construction、Constructionにiをつけて何かあるの。iPhoneとかiPad、iPSとか、格好つけにつけているなんてこともありますけれども、これはどう違うのか。

あともう一つ、建設投資額の確保で何か秘策はあるのでしょうか。ここに記載されている国の補助事業、国直轄事業あるいは社会資本整備とか、これは待ちの、受け身の姿かなと思うのですけれども、何か秘策があるのであればお聞きします。教えることができないと言われればしょうがないのですけれども、お願いします。

○大久保建設技術振興課総括課長 i-Constructionのiにつきまして、私

も国等の会議においてこのiの意味について質問したことがございました。その際に回答いただいたのは、iはそれぞれの、例えば岩手のiでもいいですし、心の愛でもいいですし、iはそれぞれの立場で据えてくださいとのことでした。国としては、これがi-Constructionのiなのですと示せないと言いました。そのことを捉えまして、i-Constructionをやはりいいものと、愛につながるものと考えていながら、この取り組みを推進したいと考えております。

また、事業費の確保についての秘策ですけれども、やはり地道に堅実にしっかりと地に足をつけた取り組みが重要だと考えております。真面目に取り組んでいる姿を国等にも見ていただきまして、県が考える、まだまだ必要な社会資本整備について理解していただき、まずは補助事業に導入してもらい、それを活用するのが一番かと思えます。

○小野寺好委員 建設投資額の確保の関係で、例えば奥州市、旧水沢市の新小谷木橋は、30年前からずっと改修を求められていたが、東日本大震災津波で崩落したことで、この前の答弁によると、復興事業費86億円のうちの県負担が1億2,000万円で済んだ。たまたま時期的によかったのですけれども、新たに、例えば東磐井郡の、何回も言われている（仮称）新笹ノ田トンネルとかは県から積極的に掘り起こして仕事をつくっていかなくてはならない。費用対効果だとか、財源の確保がどうのこうのと言いわげばかりでは、いつまでたっても、地域住民あるいは建設業者の人の期待に応えることができないのではないかと思います。もっとダイナミックに動くような事業を県土整備部で起こしてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○八重樫県土整備部長 これからの公共事業投資額の確保は、活字で起こすといわて建設業振興中期プラン2019に盛り込んだようなものになりますが、具体的な事業箇所はなかなか立ち上げることができないのが実際の話です。財源は、県土整備部で持っている財布はありませんので、県全体の中でどのように確保して、あるいはどのように借金をして、そこに投資していくかという、かなり大がかりな政策になるかと思えます。

我々の認識としては、毎年度、毎年度の各市町村からの要望とか、各団体からの要望とか、県土整備あるいは道路関係のものは大変多くございますし、それぞれ優先度はあるにしても、やっていかないというわけではなくて、そのとき、そのときで我々が調達できる資金を関係部局と相談しながら充当して、まず進めていけば、また次への投資、原資が生まれるというサイクルなわけです。震災復興が進めば、復興予算で投資される分がだんだん減ってくるのは現実でありますので、震災復興ではない通常必要額をどんどん回復していくといった努力を、先ほど大久保総括課長が申しあげましたように、地に足をつけながら、力強く国にも要求をしていって、我々の使える予算規模の拡大を図っていきたいと考えております。

○小野寺好委員 期待しています。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもっていわて建設業振興中期プラン2019について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の調査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の電力システム改革に伴う新たな売電方法について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○菅原経営総務室経営企画課長 それでは、企業局の電気事業における電力システム改革に伴う新たな売電方法について御説明いたします。目次のとおり、1から6の順に説明を進めてまいります。

資料の1ページをお開きください。まず、売電方法見直しの必要性についてでございますが、現在国が進めております電力システム改革により、電力の小売自由化とあわせて電力の卸売に関する規制が撤廃されたところでございます。これまで売電先は、東北電力株式会社など当該エリアの電力会社に限られておりましたが、規制撤廃後は全国に500以上ある小売電気事業者の中から、原則として一般競争入札等により選定することとなっております。

また、売電価格につきましては、これまで国が定めました卸供給料金算定規則により必要経費を算定する、いわゆる総括原価方式による算定方法が定められておりましたけれども、規制撤廃後におきましては日本卸電力取引所の取引価格、いわゆる市場価格や、他の事業者の取引事例などを参考に売電価格を設定する必要があると考えているところでございます。

これらの規制撤廃によりまして、売電先の選定方法や市場価格を考慮した価格設定といった電力システム改革に対応した売電方法への見直しが必要となったところでございます。

次に、売電方法の見直しの対象についてであります。2ページをお開きください。現在企業局が発電しております電力は、全て東北電力株式会社に売電をしております。下の表をごらんください。企業局の19の発電所のうち15の水力発電所につきましては、東北電力株式会社と10年間の基本契約により売電を行っております。この契約が今年度末に終了することから、15の水力発電所を対象とした売電方法の見直しが必要となったところでございます。

次に、3ページをお開きください。売電方法の見直しに当たりましては、県営の電気事業としての役割などを踏まえ、電力自給率の向上、安定経営、地域貢献の三つを基本方針として進めてまいりたいと考えております。

まず、(1)電力自給率の向上につきましては、これまでどおり県内への電力供給を継続

し、再生可能エネルギーによる電力の地産地消を進め、地域経済の活性化に寄与するとともに、県内の電力消費に伴って排出される温室効果ガスの低減を図り、いわて県民計画（2019～2028）の自然環境に対する指標に掲げております再生可能エネルギーによる電力自給率に引き続き貢献しようとするものでございます。

次の（２）安定供給は、安定経営を図るため市場価格を参考としながら適正な価格設定を行い、事業運営に必要な収入を確保するほか、売電先の経営状況等を確認するなどして、十分に事業遂行能力を有する事業者を選定しようとするものでございます。

（３）地域貢献は、現在東北電力株式会社と共同でいわて復興パワーに取り組んでいるところでございますが、引き続き電気料金割引など電力供給を通じた地域貢献に取り組み、震災復興やふるさと振興など、地域社会の活性化に貢献しようとするものでございます。

次に、これら基本の方針に基づく新たな売電方法について御説明をいたします。４ページをお開きください。まず、売電先につきましては、二つの枠を設けたいと考えております。一つ目は一般の小売電気事業者向け、二つ目は県内の小売電気事業者、いわゆる地域新電力ごとの枠でございます。二つ目の県内向けの枠につきましては、地域新電力への売電を通じて地域内経済の循環による地域社会の活性化に寄与しようとするものでございます。

下の表をごらんください。これまでは東北電力株式会社と10年間の基本契約により２年ごとに料金更改を行ってまいりました。新たな売電方法におきましては、一般枠、県内枠とも新たな方式による売電契約となりますので、経営環境の変化への対応なども考慮いたしまして、契約期間は２年間と考えているところでございます。

次に、５ページをお開きください。売電先の選定方法についてでございます。選定方法といたしましては、公募型プロポーザル方式を考えております。この公募型プロポーザル方式とする理由についてでございますが、一般競争入札の場合は価格のみの評価となるため、先ほど基本方針で御説明いたしました事業遂行能力や経営の確実性のほか、電気料金割引など電力供給を通じた地域貢献等につきましては、それらの内容の違いについて適切な評価ができないことから、より幅広い観点で適切な評価が可能なプロポーザル方式を採用しようとするものでございます。

最後に、新たな売電契約に向けたスケジュールでございます。来年４月からの売電開始に向けまして、今後プロポーザルの手続を進め、公募を行って売電先を選定し、選定された事業者と売電契約を締結してまいりたいと考えているところでございます。

以上で企業局の電力システム改革に伴う新たな売電方法についての御説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○小野寺好委員 これによって具体的にどのくらいの増収が考えられるのでしょうか。以前は総括原価方式で、東北電力が水力は金がかからないではないかと、６円とか７円とかに買いたたかれたような状況だったと思うのですけれども、今度は広く入札というか、これを行うことによって、今までの売電価格をたたかれていたような状況を脱却できるとす

れば、どのくらいでしょうか。ただ、北上市の太陽光発電の例があるので、代金を払えないようなところに売らないように、その見きわめも難しいかもしれませんが、どのような方針で臨んでいくのか聞きたいと思います。

○菅原経営総務室経営企画課長 新たな売電方法になってからの契約単価と申しますか、売電価格でございますが、先ほど御説明をさせていただきましたように、市場価格を参考といたしまして、必要な収益を得られるような単価設定をしてみたいと考えております。

ちなみに、現在の市場価格でございますけれども、昨年度、2018年度の平均で、全国平均が9円76銭という数字になっております。私どもは、この金額よりも少し下回るような金額を目指していく必要があるかと考えているところです。

○小野寺好委員 ただ一概に、高いところを買ってもらいたいではなくて、例えば中部電力とか東京電力が高く買ってくれるといっても、地元も大事にしなくてはならないと思いますが、その辺はどうなのですか。

○菅原経営総務室経営企画課長 地元の地域新電力会社等に関しての単価でございますが、地元あるいは一般を問わず、同じ単価を設定する必要があるのではないかと今のところは考えているところでございまして、地域新電力会社に対しましては一つの枠を設けようとしておりますので、一定の地域新電力会社との契約が可能になるのではないかと考えているところでございます。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 なければ、これをもって電力システム改革に伴う新たな売電方法について調査を終了いたします。

この際、皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。企業局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、令和元年5月21日から22日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加をよろしく願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。